

令和元年度 日高町保育所利用者負担額表

R1.10.1現在

支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）							
階層	定義	年齢及び認定区分							
		3歳未満児 (第3号認定)		3歳児 (第2号認定)		4歳以上児 (第2号認定)			
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
A	生活保護法に基づく被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付受給世帯	円	円	円	円	円	円		
		0	0	0	0	0	0		
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0		
	上記の内、母子、父子、在宅障害児（者）世帯	0	0	0	0	0	0		
C	1	均等割のみ課税	15,000	14,700	0	0	0	0	
		上記の内、母子、父子、在宅障害児（者）世帯	6,500	6,500	0	0	0	0	
	2	所得割 48,600円未満	16,000	15,700	0	0	0	0	
		上記の内、母子、父子、在宅障害児（者）世帯	6,500	6,500	0	0	0	0	
D	Aを除き、前年度分又は当該年度分の市町村民税課税額が次の区分に該当する世帯	1	所得割 48,600円以上57,700円未満	22,000	21,600	0	0	0	0
			上記の内、母子、父子、在宅障害児（者）世帯	9,000	9,000	0	0	0	0
		2	所得割 57,700円以上77,101円未満	23,000	22,600	0	0	0	0
			上記の内、母子、父子、在宅障害児（者）世帯	9,000	9,000	0	0	0	0
		3	所得割 77,101円以上97,000円未満	25,000	24,500	0	0	0	0
		4	所得割 97,000円以上121,000円未満	29,000	28,500	0	0	0	0
		5	所得割 121,000円以上145,000円未満	33,000	32,400	0	0	0	0
		6	所得割 145,000円以上169,000円未満	37,000	36,300	0	0	0	0
		7	所得割 169,000円以上260,000円未満	40,500	39,800	0	0	0	0
		8	所得割 260,000円以上280,000円未満	44,500	43,700	0	0	0	0
		9	所得割 280,000円以上301,000円未満	50,500	49,600	0	0	0	0
10	所得割 301,000円以上397,000円未満	70,000	68,800	0	0	0	0		
11	所得割 397,000円以上	80,000	78,600	0	0	0	0		

1 一般世帯における多子軽減

(1) 第2子は、基本的に上記の表に0.5を掛けて算出します。（第2子半額）

第1子の判定はD2からD11階層には年齢制限が有り、小学校就学前までとします。C1からD1階層の第1子判定に年齢制限はありません。

注 上記に係らず、3歳未満児が保育利用をするC1階層からD6階層に該当する世帯で、第1子の判定を年齢制限無しとした上で、第2子が3歳未満児の場合のみ、第2子の保育料は上記の表に0.0を掛けて算出します。（3歳未満児第2子無料（所得制限有））

(2) 第3子以降は上記の表に0.0を掛けて算出します。（第3子以降は無料）

第1子、第2子の判定はD2からD11階層には年齢制限が有り、小学校就学前までとします。C1からD1階層の第1子、第2子判定に年齢制限はありません。

注 上記に係らず、3歳未満児が保育利用をするC1階層からD6階層に該当する世帯で、第1子等の判定を年齢制限無しとした上で、第3子以降が3歳未満児の場合のみ、第3子以降の保育料は上記の表に0.0を掛けて算出します。（3歳未満児第3子以降無料（所得制限有））

2 母子・父子・在宅障害児（者）世帯における多子軽減

(1) C1からD2階層の各下段の「母子・父子・在宅障害児（者）世帯」に該当する場合の第2子以降に係る多子軽減は、上記の表に0.0を掛けて算出します。（第2子以降は無料）

第1子の判定には年齢制限はありません。